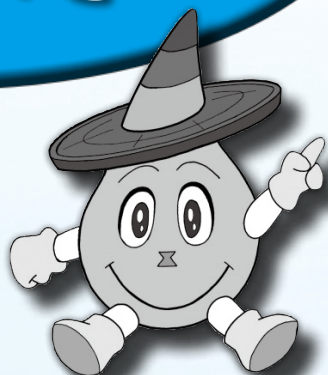


# 水道のご利用(約款) について



豊橋市上下水道局

## ●水道の使用について

水道の使用にあたっては、水道供給契約の条件を定めた供給規程（豊橋市水道事業給水条例）が契約の内容となります。

使用上の主な定めは次のとおりです。豊橋市水道事業給水条例全文については、豊橋市上下水道局ホームページ（URL：<http://www.city.toyohashi.lg.jp/water/>）をご覧ください。

- 事故や災害等やむを得ない場合又は公益上必要な水道管の取替工事等を行う場合、断水が生じたり、一時的な給水の停止や使用の制限を行うことがあります。
- 給水量（使用水量）は、メーターにより計量します。常に正しく検針ができるようにしてください。
- メーターの管理は水道の利用者又は管理人若しくは所有者（以下「水道利用者等」という。）となります。
- 管理義務を怠ったためにメーターを亡失又はき損した場合はその損害額を弁償していただきます。
- 水道の使用をやめる際はあらかじめ（2営業日前まで）上下水道局お客さま料金センターへ連絡してください。
- 水道の利用者の変更があった場合は速やかに上下水道局お客さま料金センターへ連絡してください。
- 給水装置は、水を汚染したり漏水しないように充分注意をもって管理してください。
- 水道水に異常があるときは、直ちに上下水道局へ連絡してください。
- 給水装置に異常があるときは、豊橋市指定給水装置工事事業者へ修繕等を依頼してください。なお、修繕に要した費用は、水道利用者等の負担となります。
- 水道料金は、水道の利用者にお支払いいただきます。なお、給水装置を共用する方は、水道料金の納入について連帯責任を負います。
- 水道料金は2か月ごとにお支払いいただきます。水道料金の算定の基礎となる使用水量は、メーターを2か月分一括点検し、その点検した日の属する月分及びその前月分の使用水量として料金を算定します。この場合の使用水量は各月均等とみなします。退去等の場合は、随時にメーターを点検してその使用水量を算出し料金を算定します。
- 月の中途において水道の使用を開始、又は使用をやめたときの基本料金は、使用日数が15日未満のときはその月分について所定額の2分の1とし、15日以上ときは、1月分として算定します。
- 料金を納付期限までに完納しない場合は督促状を発行します。
- 給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、給水装置をその基準に適合させるまでの間給水を停止します。
- 給水装置が水道事業管理者（以下「管理者」という。）又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、給水を停止することがあります。ただし、水道法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条に規定する基準に適合している場合はこの限りではありません。

- 次の場合は、給水を停止します。
  - ①水道料金や必要な手数料等を指定期限内に納入しないとき。
  - ②正当な理由なく、使用水量の計量を拒み、又は妨げたとき。
  - ③正当な理由なく、給水装置工事のしゅん工検査を拒み、又はその指示を履行しないとき。
  - ④給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。
- 次の場合は、過料を科す場合があります。
  - ①管理者の承認を受けずに給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をした場合。
  - ②正当な理由なく、メーターの設置、使用水量の計量、しゅん工検査及び給水の停止を拒み、又は妨げた場合。
  - ③給水装置の管理義務を著しく怠った場合。
  - ④水道料金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした場合。

## ●水道料金及び下水道使用料(令和2年4月1日現在)

料金及び使用料(以下「料金等」という。)は、原則2か月ごとに請求します。ただし、料金等は1か月ごとに計算します。基本料金(基本使用料)と水量料金(従量使用料)の合計額と、その合計額に消費税率を乗じた金額で、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

### ①水道料金

メーターの口径	基本料金	用途区分	水量料金									
13ミリメートル	530円	一般用	10立方メートルまで	10立方メートルを超え20立方メートルまで	20立方メートルを超え50立方メートルまで	50立方メートルを超え100立方メートルまで	100立方メートルを超えるもの					
20ミリメートル	1,450円											
25ミリメートル	2,500円		1立方メートルにつき	28円	1立方メートルにつき	56円	1立方メートルにつき	92円	1立方メートルにつき	160円	1立方メートルにつき	240円
30ミリメートル	3,900円											
40ミリメートル	7,700円											
50ミリメートル	13,300円											
75ミリメートル	36,000円	臨時用	1立方メートルにつき 260円									
100ミリメートル	73,400円											
150ミリメートル	203,000円											
200ミリメートル	420,000円	私設消火栓用	火災の場合以外 1栓10分までごとに 260円									
250ミリメートル	740,000円											
300ミリメートル	1,180,000円											

## ②下水道使用料（公共下水道）

区分	基本使用料	従量使用料				
一般用	770円	排出量10立方メートルまで	排出量10立方メートルを超え20立方メートルまで	排出量20立方メートルを超え50立方メートルまで	排出量50立方メートルを超え100立方メートルまで	排出量100立方メートルを超えるもの
		1立方メートルにつき 10円	1立方メートルにつき 120円	1立方メートルにつき 190円	1立方メートルにつき 270円	1立方メートルにつき 300円
臨時用		排出量1立方メートルにつき				300円

## ③下水道使用料（地域下水道）

区分	基本使用料	従量使用料				
一般用	900円	排出量10立方メートルまで	排出量10立方メートルを超え20立方メートルまで	排出量20立方メートルを超え50立方メートルまで	排出量50立方メートルを超え100立方メートルまで	排出量100立方メートルを超えるもの
		1立方メートルにつき 10円	1立方メートルにつき 140円	1立方メートルにつき 220円	1立方メートルにつき 310円	1立方メートルにつき 350円
臨時用		排出量1立方メートルにつき				350円

## ●届出について

次のようなときは、必ず上下水道局お客さま料金センターへ連絡してください。

### ●水道を使用するとき【使用開始の申込み】、水道の使用をやめるとき【使用中止の申込み】

次の方法でお申込みください。

※水道の使用をやめるときは、あらかじめ（2営業日前まで）お申込みください。

使用中止のお申込みがないと使用していなくても基本料金（使用料）が掛かりますのでご注意ください。

#### ●電話によるお申込み

電話番号：0532-51-2712

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

#### ●インターネットからのお申込み（24時間受付）

豊橋市上下水道局ホームページ（URL：<http://www.city.toyohashi.lg.jp/water/>）

「お客様へ」→「水道使用開始・中止のお申込み」よりお申込みください。

※24時間受付しておりますが、メンテナンスなどにより、予告なくサービスを停止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※お申込みの内容について、電話で確認させていただくことがあります。

### ●その他変更があったとき

- 使用者の名義を変えたいとき
- 請求書の送り先を変えたいとき

お問い合わせ

豊橋市上下水道局 お客さま料金センター

電話：(0532) 5 1 - 2 7 1 2